

# 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更（案）へのご意見を募集します

## 鎌倉市歴史的風致維持向上計画とは

歴史的遺産と共生するまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、平成28年1月に国の認定を受けたものです。

鎌倉市歴史的風致維持向上計画では、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とし、歴史的風致の維持及び向上に関連する25の事業を位置付け、これらの事業を推進してきました。

令和2年度には中間評価を実施し、この結果を踏まえた変更計画(案)をまとめました。今後、変更計画の国の認定(令和3年度内)を予定していることから、鎌倉市意見公募手続条例に基づき、変更計画(案)に対するご意見を募集します。なお、変更計画(案)は、都市景観課(本庁舎3階)、市役所ロビー、各支所、鎌倉生涯学習センター、図書館及び市ホームページでご覧いただけます。



## 意見の募集期間・提出期限

令和3年(2021年)10月18日(月)～令和3年(2021年)11月16日(火) ←提出期限 **必着**

## 意見の提出方法・提出先

- 電子メール、FAX、郵送又は直接窓口ご持参により、次の宛先へご提出ください。
  - ※ 電話・口頭により頂いたご意見は、この公募手続によるものとしてお受けできません。
  - 郵送(持参) 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 都市景観課(本庁舎3階)
  - F A X 代表:0467-23-8700 直通:0467-23-3247 ※番号にご注意ください
  - 電子メール keikan@city.kamakura.kanagawa.jp
- 意見用紙の書式は自由ですが、**裏面**をご利用いただくと便利です。
- 任意の書式でご提出される場合は、氏名、住所(法人等団体の場合は、団体の名称及び代表者職氏名、所在地)、連絡先(電話番号、電子メールアドレス)を必ずご記載ください。
- ご連絡先の情報は、頂いたご意見の内容についてお問い合わせをする場合に利用します。

## 提出できる方

- 鎌倉市内に住所を有する方
- 鎌倉市内の事務所又は事業所に勤務する方
- 鎌倉市内に事務所又は事業所を有する方
- 鎌倉市内の学校に在学する方
- 鎌倉市に対して納税義務を有する方
- この事案に関し利害関係を有する方

鎌倉市歴史的風致維持向上計画はこちらから



パソコンからは市ホームページから「歴まち パブコメ」で検索してください。

## 提出されたご意見について

個々のご意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。ご意見につきましては、市の考え方とともに、後日公表します。

## お問い合わせ先(事務担当)

鎌倉市役所 都市景観課 風致担当

【電話】代表:0467-23-3000(内線2395・2588) 直通:0467-61-3465

